

## (2) 課税対象とならない軽油に関する調

区	分	免税軽油使用者数等	数量 ( k L )
法第144条の5関係 (国外消費または 二重課税排除の ための課税免除)	輸 出	0	0
	課 税 済	48	39,730
	<b>小 計 (A)</b>	<b>48</b>	<b>39,730</b>
法附則第12条の2の7第 1項関係 (用途による課税免除)	船 舶	784	4,932
	自 衛 隊 ( 機 械 等 )	0	0
	鉄道用車両または軌道用車両	2	232
	農 業 等	5,158	4,201
	林 業 等	12	616
	セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	14	263
	生コンクリート製造業	1	1
	鉱物の採掘事業	29	3,756
	とび・土木工事業	12	934
	鉱さいバラス製造業	0	0
	港 湾 運 送 業	5	535
	倉 庫 業	2	3
	貨物運送取扱事業等	0	0
	航空運送サービス業	0	0
	廃棄物処理事業	7	104
	木 材 加 工 業	17	710
	木 材 市 場 業	4	53
	た い 肥 製 造 業	1	20
	索 道 事 業	4	172
	<b>小 計 (B)</b>	<b>6,052</b>	<b>16,532</b>
アメリカ合衆国軍隊関係	(C)	0	0
外国公館等の暖房用ボイラー関係	(D)	0	0
<b>合計 (A)+(B)+(C)+(D)</b>		<b>6,100</b>	<b>56,262</b>

(注)法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和3年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した